

鳥取県告示第692号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	居宅療養管理指導	平成19年4月16日